

平成二十一年七月十日受領
答弁第六二九号

内閣衆質一七一第六二九号

平成二十一年七月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員近藤昭一君提出日露平和条約交渉に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員近藤昭一君提出日露平和条約交渉に関する質問に対する答弁書

一について

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）の目的の基本的な考え方の理解については、変化が生じているとは考えていない。

二について

お尋ねについては、一定の効果を上げているものと認識している。

三について

政府としては、北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本的方針の下、北方四島の返還を実現していく考えであり、このような立場に基づき、これまでもロシア連邦政府との間で交渉を行ってきているところ、引き続き強い意思をもって交渉していく考えである。